

危機管理マニュアル



奈良県立大和中央高等学校

令和5年9月作成

I 大和中央高等学校における危機管理体制

1. 目的

このマニュアルは、大和中央高等学校の生徒・教職員及び学校施設への危機に備え、対応に必要な基本事項を定め、危機に関する情報の入手から事後の対応までについて、迅速かつ適切に対応できる体制の構築を目的とする。

2. 対象となる危機の種類

このマニュアルによる危機とは、次のものとする。

- ・ 生徒や教職員の災害等による被害、重大な事件・事故・犯罪被害、健康被害
- ・ 災害等による学校施設の被害、及び侵入者による被害
- ・ 教職員の重大な不祥事
- ・ その他、生徒や教職員、学校施設等に重大な影響を及ぼすもの

3. 危機対応の基本方針

(1) 危機発生時の基本的な対応

- ① 危機レベルにより、校長は対応体制を決定する。その場合、必要により奈良県教育委員会と協議する。
- ② 校長はあらかじめ、報告が必要な項目を定めるとともに、教職員に対して連絡体制を整備・周知する。
- ③ 原則として、このマニュアルにより対応するが、緊急を要すると判断した場合は現場の教職員はこの手順によらず、生徒等の安全を第一に臨機応変な対応・通報・避難を行う。
- ④ 奈良県教育委員会へ直ちに報告を要する項目は、原則として、次のものとする。
なお、各項目は、それらの事象が発生しようとしている場合も含む。
 - ア 生徒や教職員の災害等による被害、重大な事件・事故
 - イ 災害等による被害
 - ウ 教育上異例の事故
 - エ その他、マスコミ等による報道が予想される事項

(2) 危機管理の初動

危機に関する情報を入手した職員は、その内容を確認するとともに、直ちに校長及び教頭、事務長へ報告する。

- ① 危機に関する情報を入手した校長以下職員は、直ちに初動対応を行う。
- ② 初動対応は以下のとおりとする。
 - ア 情報収集

イ 必要に応じて警察・消防等関係機関への連絡

ウ 奈良県教育委員会への報告

(3) 危機への本格対応

校長は状況を把握するとともに、必要により関係機関との協議の上、危機への対応方針を決定し、適切な対応体制をとる。

(4) 危機管理対策本部

校長は、発生した、又は発生する恐れのある危機に対して、必要があると認めるときは危機管理対策本部を設置する。

なお、危機管理対策本部の組織と業務は次のように定める。

本部長 校長

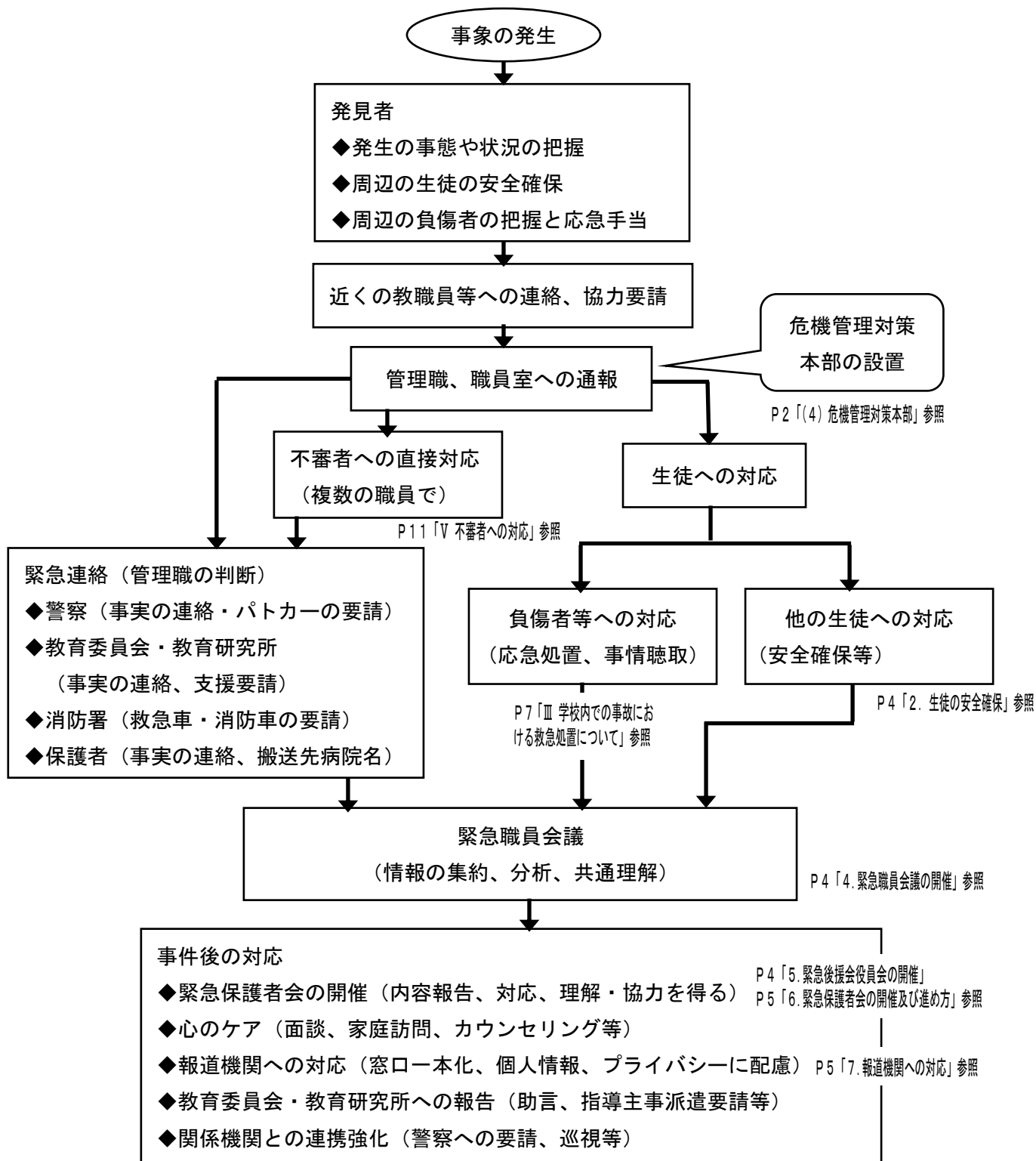
構成員 教頭 事務長 教務部長 生徒指導部長 進路指導部長
健康・環境部長 人権・文化部長 総務部長 部主任

業務 危機管理について指揮・総括、情報収集、奈良県教育委員会への報告

II 緊急時の対応について

～ 火災をはじめとする災害や事件、事故が起こったときの対応 ～

緊急対応のフローチャート



1. 緊急時の対応を進めるにあたって

フローチャートに示した対応手順に従って、冷静かつ迅速に対応する。

2. 生徒の安全確保

(1) 生徒の在校時に発生した場合は、災害の状況に応じ、生徒を安全な場所へ避難させる。また、登下校途上及び校外の学校行事の際の安全確保等に万全を期する。

(2) 生徒への被害が発生した場合は、医療機関等との連絡、応急の救済・手当等適切な措置を講ずる（「Ⅲ 学校内での事故における救急処置について」参照）。

(3) 生徒の在校時以外に発生した場合は、生徒・保護者の安否の確認等、情報収集・伝達に努める。

3. 臨時休業の措置

平常通りの登校または授業を継続して行うことにより、生徒の安全確保に支障を来す恐れがある場合、校長は臨時休業の措置をとる。

4. 緊急職員会議の開催

危機管理対策本部で合意した内容について、緊急の職員会議を招集し、全職員で以下のことを共有する。

(1) 緊急事態の事実経過

(2) 緊急事態を受けて危機管理対策本部が結成されたこと

(3) 県教育委員会と協力して事態にあたること

(4) 当面の対応

① 生徒への指導・支援（心のケアなど）

② 緊急保護者会の開催

③ 報道機関への対応

④ 校舎施設等に被害がある場合は応急的な教育

5. 緊急後援会役員会の開催

(1) 学校として確認した事象や事実、対応の方針等の説明

(2) 役員からの対応方針に対する意見を集約

(3) 報道機関を含め、外部に公表できることについて合意

(4) 緊急保護者会の必要性についての確認と合意

※ 生徒が死亡した場合、当事者の保護者へ緊急保護者会の必要性を説明し了解を得ること。

6. 緊急保護者会の開催及び進め方

(1) 緊急保護者会の目的を明確に示す

情報を共有し、生徒を支えるためにはこれまで以上に学校と保護者の協力体制が重要になることを強調する。

(2) 事実報告

現時点で分かっていること、分かっていないことを明確に示すとともに、当事者の人権保護に配慮する。

(3) 現在及び今後の取組について説明

学校として生徒を守る観点から次の取組を実施していること、または開始することを伝える。

- ①危機管理対策本部の設置
- ②心の健康調査（ストレスアンケートなど）
- ③チューター等による個別面談
- ④スクールカウンセラーによる緊急カウンセリング

7. 報道機関への対応

(1) 広報窓口担当者の決定

その段階で確認された事実のうち、慎重な協議により公表可能とされたもの限り、十分に準備をした上で、一貫して同じ内容を伝えること。

(2) 記者会見をおこなう場合

報道関係者の出入りを最小限にとどめるために、記者会見は学校以外の場所を設定する。報道内容については確認されており、公表可能な事実とする。

(3) 取材の自粛、匿名報道の申し入れ

生徒への取材の自粛とともに、関係生徒のプライバシー侵害を防ぐため、匿名報道を申し入れる。

8. 応急的に教育を再開するにあたっての措置

(1) 施設に関する措置

施設等の被害が軽微であれば、応急修理で授業を実施する。全面的に使用不可能であるが短期に復旧が可能な場合、臨時休業し自宅学習とする。復旧に時間がかかる場合は、公的施設あるいは仮設校舎等の使用の措置を講ずる。

(2) 学校生活に関する措置

被害の程度・教育の場所・職員の状況により、臨時のホームルーム編成、日課時間の編成、指導計画、担任計画を作成する。応急的におこなう教育が長期にわたる場合は、連絡方法、自宅学習の方法等に必要な措置を講ずる。

8. 生徒の安全・保健衛生に関する措置

(1) 安全点検等

建物の安全点検と修理を行う。

(2) 衛生面について

建物内外の清掃、飲料水の浄化などにより伝染病を予防する。防疫用薬剤や器財を確保する。

9. 被災した生徒の健康管理

被災後、外傷後ストレス障害等、心身の健康状態について把握する。また、被災により精神的に大きな傷害を受けた生徒への心の健康相談等を行う。

Ⅲ 学校内での事故における救急処置について

1. 基本原則

(1) 学校での救急処置は次の2点に限定されるものである

- ① 医療機関または保護者へ引き渡すまでの応急手当の範囲であること。
- ② 一般医療の対象とならないような軽微な傷病の応急手当であること。
(学校では継続的な処置を行わない)

(2) 保健室での休養は原則として1時間を限度とする

休養しても回復の見込みがないものは、チューター・部主任と相談の上、家庭に連絡して適切な処置を講ずる。

(3) 医師の診断を阻害するような処置は避ける

校内での生徒への投薬は原則行わない。

2. 医療機関を利用する場合の手順(救急搬送を必要としない場合)

(1) 救急処置を行い医療機関へ連絡

(2) 発見者は直ちに校長(教頭)、チューターに連絡

(3) チューターまたは部主任は、保護者へ連絡

学校から近い専門医に移送し、保護者に来てもらう(保険証持参を依頼)

(4) 医療機関への移送手段

原則、タクシーとする。やむを得ず個人の自動車を使用する場合は必ず校長(教頭)の許可を得る(P8「6. 救急車を使用しない場合の搬送について」参照)。

(5) 受診結果は必ず校長(教頭)、保護者へ報告

3. 救急搬送が必要な場合

(1) 校長(教頭)に救急車要請について指示を仰ぐ

(2) 救急車を要請(119番通報)

(3) 通報の内容

・学校名と所在地：**大和中央高等学校** **大和郡山市筒井町1201**
0743-56-2271

・いつ：今から何分ほど前など

・どこで：教室・階段・運動場など

・だれが：高校〇〇生(もしくは年齢)の女子など

・どうして：発生原因などわかる範囲で

・どうなった：意識・外傷の有無・全身の状態など

但し、暴力などによる場合、加害者家庭と被害者家庭を訪問し事情を説明する。
場合によっては加害者の保護者へ謝罪・見舞いの助言を行う。

4. 救急処置について

教職員は、登校した生徒の健康管理・保健教育には重大な責任を持っている。生徒の予期しない事故に遭遇した場合には、当該及び関連生徒に対し、その被害を最小限に押さえ、かつ「心のケア」に留意する。

- (1) 急病人が出た時や事故発生時は、校医その他の医療機関と連絡を取り、速やかに適切な処置をする。その際、経過と時刻をメモしておく。
- (2) 次のような症状は、危険な兆候として、教頭が救急車を要請する。
 - ① 意識喪失の持続するもの
 - ② ショック症状の持続するもの（呼吸困難・脈拍微弱・血圧低下等）
 - ③ けいれんの持続するもの
 - ④ 激痛の持続するもの
 - ⑤ 多量の出血を伴うもの
 - ⑥ 骨の変形を起こしたもの
 - ⑦ 大きな開放創のあるもの
 - ⑧ 広範囲の火災を受けたもの

5. 保護者への連絡時に留意すること

保護者へはチューター・部主任により速やかに連絡する。

- (1) 相手に動揺を与えないよう、沈着冷静に話す
- (2) 事故の経過と生徒の状況を簡潔に話す
- (3) 学校のとった処置を正確に話す（私見や想像を入れない）
- (4) 生徒を引き渡す場所を相談する

生徒の場合、親権者の同意を得ないと、診察を受けさせることができない。傷病があまりにも重篤である場合は、保護者へ連絡がつかず、同意が得られなくとも医師の診療行為は違法とはならないが、少なくとも管理職（校長、教頭）の了解を得る。

6. 救急車を使用しない場合の搬送について

搬送先については「学校医・医療機関等一覧」を参考にすること。

救急車を使用しない場合、移送車にはタクシーを用いる。公用車や教員の自家用車での搬送はできるだけ避ける。これは、疾病者の観察・処置に重点を置き、交通事故などの危険を回避するためである。

移送中の注意事項

- (1) バイタルサイン（呼吸、脈拍、顔色）に注意する
- (2) 創傷のある場合、患部の観察をする（出血、腫脹、変形など）
- (3) 疾病者に楽な姿勢をとらせる
- (4) 疾病者に状態を聞く（気分、痛みなど）
- (5) 疾病者を励ます

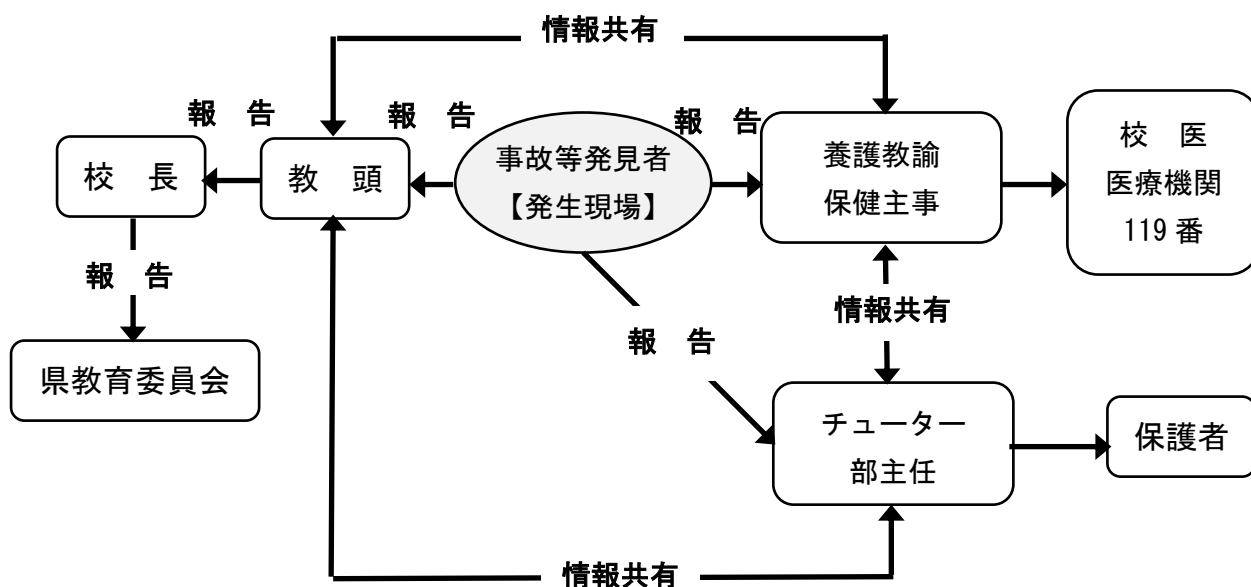
7. 事故の調査

事故発生の関係者は、直ちに原因について調査し、指導にあたる。
また、後日、必ず記録を作成すること。

8. 搬送後に深刻な状況になった場合

場合によっては校長・教頭が直ちに病院へ行き、チューターや顧問に指示をおこなう。

事故発生時における救急処置の流れ



IV 交通事故発生時の対応について

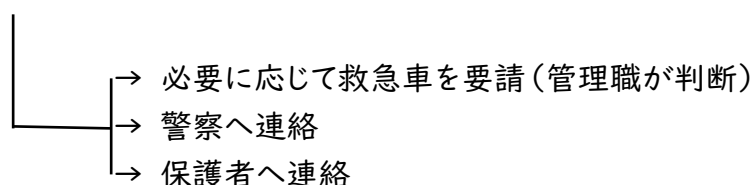
1. 交通事故発生時の対応【校外】

- (1) 第一報を受けた職員 → 110番、119番への通報確認
→ 管理職(校長・教頭)へ報告
- (2) 第一報の後、場合によっては現場に急行し事態を把握
- (3) 保護者との情報の共有
- (4) 事故状況の調査及び報告
- (5) 当該生徒及び目撃生徒の心のケア

2. 交通事故発生時の対応【校内】

(1) 対応の流れ

学校において応急手当(養護教諭)



- (2) 事故状況の調査及び報告
- (3) 当該生徒及び目撃生徒の心のケア

3. 未然防止に向けての取組

- (1) 被害者・加害者にならないため、交通安全に関わる継続的な指導
- (2) 生徒登下校時における校内外の巡視
- (3) 通学路の点検
- (4) 自転車、原動機付自転車で登校する生徒への交通マナーの向上
- (5) 自動車で来校する保護者や来客へ校内での徐行等の協力要請

V 不審者への対応

1. 校内に不審者を発見した場合

(1) 不審者情報の報告

不審者を発見した場合は、直ちに「いつ」「どこで」「どのような人が」「どんな状況で」について、管理職、職員室へ連絡する。生徒が発見した場合は、状況を確認し同様に対応する。

(2) 校内放送

必要に応じて、校内放送を用い情報を伝える。

(3) 生徒の避難

生徒の安全を最優先し、生徒を不審者から遠ざけるよう避難を進める。

2. 不審者への対応

(1) 対応するにあたって

原則、複数の教職員で対応にあたる。氏名、訪問用件、危険物等の所持を確認し、職員室へ報告する。

(2) 危険物の所持を想定

刃物等の危険物を所持しているかもしれないので、不審者との距離を保つ。また、動きに十分注意するとともに、刺激せず冷静に対応する。

(3) 退校するよう誘導

用件がないのであれば、直ちに退校するよう促す。応じないときは、P13「**不審者への緊急対応**」に従い対応する。

3. 各機関への連絡

(1) 通報等の判断

警察、教育委員会へは、状況に応じ、事実の連絡（被害の程度、暴力行為が収まらない等）や支援を要請する。その判断は管理職がおこなう。

(2) 負傷者が出た場合

負傷者が出た場合は、消防署へ救急車の要請をおこなう。また、負傷者が生徒の場合、保護者へ事実の連絡や搬送先の病院名などを連絡する。

4. 生徒への対応

(1) 安全確保

授業中の場合は、近くの教職員と協力して、生徒の安全を確保するとともに、情報の収集に努める。

(2) 安全な場所への避難

生徒へ状況を説明し、落ち着いて行動するよう指導するとともに、必要な場合は安全な場所へ避難させる。

(3) 避難場所の指示

休み時間中の場合、放送等で避難場所を指示するとともに、安全な避難ルートで生徒を誘導する。

(4) 避難場所での安全確保

避難場所では、入り口等を教職員が巡回するなどして安全の確保に努める。

5. 教室へ不審者が侵入した場合（職員が不審者に気付かず教室に到達）

(1) 対応にあたって

まず、不審者を教室外へ移動させ、一人で対応することなく、他の職員に応援を求める。その際、危険物の所持を必ず確認する。

(2) 退校するよう誘導

不審者が興奮することなく平穏に教室から出た場合は、生徒から離れた場所で氏名や用件を聞き、速やかに校外へ出るよう促す（複数の職員で対応）。

(3) 不審者が暴れた場合

生徒の安全を最優先し、生徒を避難させるとともに、他の教室に非常事態であることを知らせる（火災非常ベルの使用も検討）。

※このとき、対応する職員も無理をせず、身の安全を優先すること。

VI 休日における学校施設の管理

休日（土曜、日曜及び祝日）に部活動等で学校施設を利用する場合の管理体制について

(1) 校門

原則として正門は片側を開放

(2) 校舎

原則として閉鎖

関係職員・顧問等の管理下で部活動等に関わって生徒等が出入りする時間のみ解錠する。また、前述の時間以外は施錠し、生徒等には勝手に出入りしないよう周知徹底するとともに、関係職員・顧問等は巡視による確認をおこなう。

(3) その他

もし、学校施設の使用途中、不審者を校内で発見した場合

- ① 不審者へは複数で対応
- ② 十分に注意した上で対応しながら、相手の用件等を確認し、校外へ出るよう促す
- ③ 必要に応じて警察へ通報をおこなう(その際には管理職へも連絡する)